（本號八面）　（明治三十一年五月廿日　逓信省認可）　明治二十五年五月十九日　（定價金二錢）

時事新報

時事新報は全國中紙面の最も廣き新聞紙なり　時事新報には每號詳細なる商況物價の報告あり

時事新報定價
時事新報は每號八面乃至十二面にして詳細の商況物價報告あり其代價郵送料廣告料は左の如し
一ヶ月二錢〇一箇月前金五十錢〇三箇月前金一圓五十錢〇六箇月前金三圓一箇年前金六圓〇月曜休刊
〇時事新報社より直接に郵送スルモノハ右定價ノ外ニ一箇月十三錢の郵送料ヲ申受ク
時事新報廣告料（前金）
一行每號活字四字詰　一日限　一日以上七日以上
一行　一日　付　十三錢　十一錢　十錢五厘
六日迄
本社へ寄稿に付
東京府下を始め各府縣に通信社なるものありて屢よる各新聞社に報道を發送し各新聞社は之を受けて紙面を塡塞するより各社同一の記事を掲ぐるみと寡からず獨り時事新報社は社員並に通信員の多きを以て斯類の社に通信を依賴せずと雖も世間往々此事を知らずして通信社にさへ報道すれば本社にも其報道は達する事と信ずる方多きが如し爲めに行違ひを生じたる場合も寡からざれば本社に記事論說を寄稿せんとする方は直接に本社に向け發送あらんことを請ふ

時事新報

撰擧干渉の建議（貴族院）

貴族院にては過日撰擧干渉に關する建議案を議決して之を政府に提出したる其翌日衆議院にても同事件に關する上奏案の議事あり其案は否決されたれども尊で再び同事件の緊急問題を議決したり人或は此事實を見て貴院の議員は衆院の民黨と相結んで政府を苦しましめんとするものなりなど邪推するものなきに非ず我輩は平生より貴院の獨立不偏を信ずるものにして例へば監獄費國庫支出案を可決したるが如き又地價修正地租輕減の案に對して反對の意見を抱くが如き何れも其本色を認む可きものとして毫も之を疑はざれども其建議を以て政府に注意したる趣旨に就ては聊か一言なきを得ざるなり抑も議員の撰擧は本來多數の撰擧人が智德名望兼備して十分の信用ある人物を選み之に議政の權を托するみとなれば其撰まるゝ本人に於ては必ずしも自から進み出るを要せざるみして他の推撰を待つ可き等のものなり固より今日の實際に斯く完全なる撰擧は望む可きに非ず多少の競爭は勢に於て免かる可らずとするも其競爭の爲めに賄賂を行ひ又は其他の卑劣手段を用ふるに至りては之を目して弊害と認めざるを得ず或は是種の手段は西洋諸國に於ても每度行はるゝ所なりとて怪しまざるものもあれども弊害は即ち弊害にして許す可らざるのみか我國の現狀に於ては其弊害の行はるゝみと寧ろ彼國よりも甚だしきものあるが如し試に我議員の撰擧に就き能く此種の弊害を避けて當撰したるもののありやと云へば我輩は三百員中その人多からずと答へざるを得ず如何となれば撰擧本來の性質に於ては一錢金をも要せざる筈なるに實際は則ち然らず所謂運動費の多きは幾千圓もしくは幾萬圓、少なきも數百圓を費さゞるものはなしと云ふ即ち其金錢は如何に辨解するも用法の美にして公然たるものと明言す可らざればなり我國の撰擧法には現に是等の非行を禁ずるの明文あるにも拘はらず實際に斯る擧動して青天白日に憚らざるものある以上は其官たり民たるを問はず撰擧社會一般の風俗を矯正せんとて政府に忠告するは貴院の本分を盡すものにして我輩に於ても贊成する所なれども全面の流弊を視て之を一方の罪に歸し獨り政府の干渉を云々するは獨立不偏なる貴院の發議としては聊か過般の撰擧に全國到る處、種々の醜態を呈し或は投票を賣買し或は暴力を逞ふして天下一般の流弊を見たるが如き事實に相違なしと雖も畢竟は一般に免かるゝを得ざる所のものなり蓋し所謂民黨は一般に稱する一派に屬するものの運動も緩漫なりしに反し東しからずして手も能く行屆き或る地方にては非常の運動も緩漫なりしに反し東しからずして手も能く行屆き或る地方にては非常の運動したるみとさへありし由なれば恰も他を壓服したるが如くなれども火體上より大に論ずるときは金の多少、運動の緩急は以て撰擧法の正不正を判斷するに足らず錢を費すみと少なしと雖も其用法にして正しからざるときは賄賂は矢張り賄賂に外ならず人を役する多少に拘はらず人民をも見ず唯全國撰擧に關する一般の弊害を正すの目的を以て政府の注意を求むるとなれば自から高尙公平生獨立の地位を保たざる可らざるは勿論なるが如し思ふに貴院が政府と衝突の患あるに當りて本月上旬各運送店に於て山両道の各驛に於て人夫の運搬に就て人に賣込みたり直段を再製する由なれども物の賦路を開きたる事を聞き又は近來其原料を多く獨逸にあらざるときは暴行は即ち暴行なりと雖も畢竟は一種の擴夷論氣風を敎唆奬勵し又は秘かならざる樣子にて俄かに本年は雨天勝にて仰くものにて甲州上蜀地の擴夷論四川て湖南地方に比して

時事新報

東京府下を始め各府縣に通信社なるものありて屢よる各新聞社に報道を發送し各新聞社は之を受けて紙面を塡塞するより各社同一の記事を掲ぐるみと寡からず獨り時事新報社は社員並に通信員の多きを以て斯類の社に通信を依賴せずと雖も世間往々此事を知らずして通信社にさへ報道すれば本社にも其報道は達する事と信ずる方多きが如し爲めに行違ひを生じたる場合も寡からざれば本社に記事論說を寄稿せんとする方は直接に本社に向け發送あらんことを請ふ

時事新報

撰擧干渉の建議（貴族院）

貴族院にては過日撰擧干渉に關する建議案を議決して之を政府に提出したる其翌日衆議院にても同事件に關する上奏案の議事あり其案は否決されたれども尊で再び同事件の緊急問題を議決したり人或は此事實を見て貴院の議員は衆院の民黨と相結んで政府を苦しましめんとするものなりなど邪推するものなきに非ず我輩は平生より貴院の獨立不偏を信ずるものにして例へば監獄費國庫支出案を可決したるが如き又地價修正地租輕減の案に對して反對の意見を抱くが如き何れも其本色を認む可きものとして毫も之を疑はざれども其建議を以て政府に注意したる趣旨に就ては聊か一言なきを得ざるなり抑も議員の撰擧は本來多數の撰擧人が智德名望兼備して十分の信用ある人物を選み之に議政の權を托するみとなれば其撰まるゝ本人に於ては必ずしも自から進み出るを要せざるにして他の推撰を待つ可き等のものなり固より今日の實際に斯く完全なる撰擧は望む可きに非ず多少の競爭は勢に於て免かる可らずとするも其競爭の爲めに賄賂を行ひ又は其他の卑劣手段を用ふるに至りては之を目して弊害と認めざるを得ず或は是種の手段は西洋諸國に於ても每度行はるゝ所なりとて怪しまざるものもあれども弊害は即ち弊害にして許す可らざるのみか我國の現狀に於ては其弊害の行はるゝみと寧ろ彼國よりも甚だしきものあるが如し試に我議員の撰擧に就き能く此種の弊害を避けて當撰したるもののありやと云へば我輩は三百員中その人多からずと答へざるを得ず如何となれば撰擧本來の性質に於ては一錢金をも要せざる筈なるに實際は則ち然らず所謂運動費の多きは幾千圓もしくは幾萬圓、少なきも數百圓を費さゞるものはなしと云ふ即ち其金錢は如何に辨解するも用法の美にして公然たるものと明言す可らざればなり我國の撰擧法には現に是等の非行を禁ずる

官報

○宮内省達甲第三號
御料局佐渡支廳附屬王子製造所職制左ノ通相定ム
明治二十五年五月十八日
宮内大臣子爵土方久元

王子製造所職制
第一條　王子製造所ハ御料局佐渡支廳長ノ管督ニ屬シ鑛物製煉材料製造ノ事務ヲ掌理ス
第二條　王子製造所ニ左ノ職員ヲ置キ技師ヲ以テ之ニ充ツ
技師
技師試補
書記
技手
技手補
第三條　王子製造所ニ所長ヲ置キ總理ス
第四條　所長ハ勅官轄員ヲ以テコレニ充ツ
第五條　所長ハ勅官轄員ヲ以テコレニ充ツ
第六條　技師ハ所長ノ指揮ニ依リ各其職務ニ從事ス
第七條　技師試補ハ所長及技師ノ指揮ニ依リ各其職務ニ從事ス
第八條　書記ハ上司ノ命ニ依リ庶務計算ノ事務ニ從事ス
第九條　技手技手補ハ上司ノ命ニ依リ各其業務ニ從事ス

○司法省告示第三十二號
盛岡地方裁判所管内紫井區裁判所氷上出張所及ヒ宮古區裁判所釜石出張所出張裁判ノ儀當分開廷セス
明治二十五年五月十八日
司法大臣子爵田中不二麿

○逓信省告示第百十四號
豐後國南海部郡直見郵便局ニ於テ郵便貯金事務ヲ開設ス
來ル六月一日ヨリ其事務ヲ取扱ハシム
明治二十五年五月十八日
逓信大臣伯爵後藤象二郎

雜報

○巴里爆裂彈の騷ぎ　は尙は未だ止まず去る四月二十五日の夜には ベリーと稱する人の所有なる小料理店を破壞し家族及び來客の中に數名の重輕傷ありたり是まで度々起りし爆裂彈騷ぎは無政黨員が復讐の爲めにするの所ありと云ひ傳ふるに斯く料理店へも兇暴を及ぼすは何故なるかと尋ぬるに是には譯のあるみとにて先きに無政黨の一首領と聞えしラヴァショルを捕縛したるは即ち此料理店に於て同人が食事する時のみとにして尙はこれを手引したるは此家の給仕某なり左れば彼の黨員等は其復讐の爲めにしたるものに疑ひなく給仕某は騷動の前後強迫狀を受取りたるみとあり狀中に此騷動のみとを示しありしと云ふ負傷者は右某を始めとして又破裂の當時、人あり之を盜み見て「旨く行つた」「共和萬歲」など大呼したる爲め直ちに捕縛されて取調べを受けたれども更に證據なきを以て放免されたりとぞ

○無政黨員の密聞　右ラヴァショルを始め近頃捕縛されて既に惡事の證跡判然たる無政黨員の密聞は四月二十五日より始まれり中には婦人もあり陪審官其他のものは彼等の朋友にして未だ捕縛されざるものより復讐されんみとを恐れて法廷に出席するにも安き心なしと云ふ

○伊國新内閣員の確定　伊太利内閣は本月五日辭表を呈したるに付同國皇帝陛下は同十日ギオリチー氏を召して新内閣の組織を命じ給ひ去る十五日に至り氏は首尾好く新内閣を組織して左の通り任命せられたるよし

内閣總理大臣兼内務大臣　ギオリチー氏
外務大臣　ブリン氏
司法大臣　ボナチー氏
文部大臣　マルチニー氏
財務大臣　エレナ氏
農務大臣　ラカヴア氏
工部大臣　ゲナラ氏
逓信大臣　フヰニアロー氏

陸軍幷に海軍大臣は更迭なし

○三浦安氏の心配にわらず　去る十三日の貴族院に於て加藤弘之氏が衆議院の提灯持云々の言を發するや安藤則命氏は之に反對して怒鳴りたる件に付き二氏共に懲罰委員に附すべしとの動ありしも三浦安氏の周旋に依り無事に治まりたりと云ふ者あれども同氏は其邊に迄立入りて心配したる事なしと或る人に物語りしよし

○電報數及料金　去る四月中全國の有料電報の概算數は左表の如くにして前月より增すみと三千四百七十九通なり

	本年四月	前月
内國電報	三八四、六〇〇	三五四、七〇〇
外國電報	三八、八〇〇	三二、四〇〇
合計	四二三、四〇〇	三八七、一〇〇

	本年四月	前月
内國電報	八二、八一〇	七九、〇二〇
外國電報	九、六〇二	八、九〇〇
合計	九二、四七二	八七、九二〇

此外に外國電報料三萬圓の大北部電信會社に發達は實に驚く可き收入は每月殆んど百四十圓五十四錢八厘にして其料金は左表の

○橫濱酒業組合設立　設立なかりし爲め兎角同有志者諸氏發起し一兩日前右設立の

○清國上海通信　總督閩兵　兩江總督を檢閱するよしにて當地にも來る筈なりを爲すものと見え去